

# 徳島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年4月

(令和2年3月改訂)

徳 島 県

## <目次>

<b>第 1 章 計画策定の経緯及び基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の経緯	
2 計画の基本的事項	
(1) 計画の対象	
(2) 計画期間	
(3) 処理期限	
(4) 計画の見直し	
<b>第 2 章 PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み</b> .....	<b>5</b>
1 PCB 廃棄物の保管量及び PCB 使用製品の使用量	
2 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み	
<b>第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保</b> .....	<b>8</b>
1 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設における処理	
2 低濃度 PCB 廃棄物の処理	
3 PCB 廃棄物の収集運搬の体制	
(1) 収集運搬の安全性の確保等	
(2) 緊急時の連絡体制	
<b>第 4 章 PCB 廃棄物の適正処理の推進</b> .....	<b>10</b>
1 県の役割	
(1) PCB 廃棄物の適正処理等の監視、指導	
(2) 関係機関との連携	
(3) 周知、啓発	
(4) PCB 廃棄物の処理に対する支援	
2 保管事業者の役割	
3 使用事業者の役割	
4 収集運搬を行う者の役割	
5 J E S C O の役割	
6 その他の関係者の役割	
<b>第 5 章 その他必要な事項</b> .....	<b>13</b>
1 PCB を使用した部品を含む家電製品の処理	

## 第1章 計画策定の経緯及び基本的事項

### 1 計画策定の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性により、かつては、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使われていた。

しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降、PCBの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）を制定し、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）に対してPCB廃棄物の保管状況等の届出や政令で定める期間内の処分を義務付けた。

その後、国は、現在の「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（以下「JESCO」という。）を活用してPCB廃棄物の処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備に着手し、平成16年以降、全国で5か所の拠点的広域処理施設での処理が始まった。

なお、徳島県は、中国・四国・九州地域の拠点的広域処理施設となるJESCOの北九州事業所（以下「JESCO北九州」という。）で処理を行っている。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

また、国は、一日でも早く安全かつ確実に高濃度PCB廃棄物の処理を完了するため、平成28年5月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成28年法律第34号）を制定し、計画的処理完了期限よりも前の時点に処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物を自ら処分又は処分委託すること及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（PCB特措法第2条第4項に規定するものをいう。以下「高濃度PCB使用製品」という。）の使用を止め、廃棄物とすることを義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を整備した。

加えて、PCB廃棄物の処理をさらに促進するため、国は、令和元年12月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」（平成13年環境省令第23号）の一部を改正した。これにより、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加され、処分期間は令和9年3月31日までとなった。

PCB廃棄物は、これまでの取組により、PCB特措法の制定以降、大きく処理が進んだ。しかし、PCB廃棄物の処理完了に向けては、道半ばであり、今後、一日も早い処理の完了に

向け、P C B廃棄物の保管事業者、P C Bを製造した者及びP C Bが使用されている製品を製造した者、国、都道府県、市町村及びJ E S C Oが、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

徳島県P C B廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、このような認識の下、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の対象

本計画の対象機器は、徳島県内に保管されているPCB特措法第2条第1項(注)に定めるPCB廃棄物及び現在使用しているものであって、PCBが含まれている製品(以下「PCB使用製品」という。)を対象とする。

(注) 「PCB特措法第2条第1項」とは

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

### (2) 計画期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、令和9年3月までとする。

### (3) 処分期間(注1)及び処理期限

#### ① 高濃度PCB廃棄物(注2)

##### ➤高圧トランス・コンデンサ等(注3)

処分期間：平成30年3月31日

処理期限：平成31年3月31日(JESCO北九州の計画的処理完了期限)

##### ➤安定器等・汚染物(注4)

処分期間：令和3年3月31日

処理期限：令和4年3月31日(JESCO北九州の計画的処理完了期限)

#### ② 低濃度PCB廃棄物(注5)

処分期間：令和9年3月31日

(注1) 「処分期間」とは、保管事業者が、期間内にPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない期間をいう。

(注2) 「高濃度PCB廃棄物」とは、PCBを意図的に使用したPCB廃棄物であって、PCB濃度が5,000mg/kgを超える金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず又はがれき類その他PCBが付着し、又は封入されたもの及びPCB濃度が100,000mg/kgを超える汚泥、紙くず、木くず、繊維くずその他PCBが塗布され、又は染みこんだもの、又は廃プラスチック類のうちPCBが付着し、又は封入されたものをいう。

(注3) 「高圧トランス・コンデンサ等」とは、PCBを使用した高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃PCB及びPCBを含む廃油をいう。

(注4) 「安定器等・汚染物」とは、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物をいう。

(注5) 「低濃度PCB廃棄物」とは、非意図的に微量のPCBが混入した電気機器等及びPCB濃度が5,000mg/kg以下の金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず又はがれき類その他PCBが付着し、又は封入されたもの及びPCB濃度が100,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くずその他PCBが塗布され、又は染みこんだもの、又は廃プラ

スチック類のうちPCBが付着し、又は封入されたものをいう。

#### (4) 計画の見直し

本計画は、PCB特措法第6条の規定に基づき国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し、PCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要な見直しを行うこととする。

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

### 1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量

PCB特措法第8条の規定により、県内の保管事業者は、毎年度、PCB廃棄物の保管状況等を徳島県知事に届け出ることが義務付けられている。

県内の保管事業者から届け出された高濃度PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量は表1-1、表1-2のとおりである。

表1-1 高濃度PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の使用量（JESCO北九州の処理対象となるもの）

(平成31年3月31日現在)

種 類	保管量		使用量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧トランス	0	0台	0	0台
高圧コンデンサ	0	0台	0	0台
低圧トランス	0	0台	0	0台
低圧コンデンサ	2	3台	0	0台
柱上トランス	0	0台	0	0台
安定器	22	492個	12	91個
	1	0.9kg	0	0kg
PCB	0	0kg	0	0kg
PCBを含む油	0	0kg	0	0kg
感圧複写紙	0	0kg	0	0kg
ウエス	2	181.8kg	0	0kg
汚泥	0	0kg	0	0kg
その他機器	0	0台	0	0台
その他	2	32.7kg	0	0kg

(注1) 「安定器」については、重量のみで届け出されたものは重量で計上している。

(注2) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

(注3) 「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

(注4) 「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器、塗膜等をいう。

表 1-2 低濃度 PCB 廃棄物の保管量及び使用量（JESCO 北九州の処理対象とならないもの）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種 類	保管量		使用量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
電気機器等 （柱上トランスを 除く。）	131	264 台	58	146 台
柱上トランス	3	10 台	0	0 台
PCB を含む油	8	1,509.9 kg	0	0 kg
感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg
ウエス	0	0 kg	0	0 kg
汚泥	1	1,300 kg	0	0 kg
その他	8	2,230.6 kg	4	7,100 kg

（注） 「PCB を含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kg に換算して計上している。

## 2 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み

現在使用中の PCB 使用製品も将来的には PCB 廃棄物となることから、PCB 使用製品を使用する事業者（以下「使用事業者」という。）に対して計画的な処分を働きかけている。

これらの PCB 使用製品は、本計画の期間内に新たに PCB 廃棄物として発生することとなる。従って、現在保管されている PCB 廃棄物（保管量（A））に今後 PCB 廃棄物となる PCB 使用製品（発生量（B））を加えたものを処分量として見込むものとする。

高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分見込量は表 2-1、表 2-2 のとおりである。



表 2-1 高濃度 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み（J E S C O 北九州の処理対象となるもの）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種 類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量 (A+B)
高圧トランス	0 台	0 台	0 台
高圧コンデンサ	0 台	0 台	0 台
低圧トランス	0 台	0 台	0 台
低圧コンデンサ	3 台	0 台	3 台
柱上トランス	0 台	0 台	0 台
安定器	4 9 2 個	9 1 個	5 8 3 個
	0. 9 kg	0 kg	0. 9 kg
P C B	0 kg	0 kg	0 kg
P C B を含む油	0 kg	0 kg	0 kg
感圧複写紙	0 kg	0 kg	0 kg
ウエス	1 8 1. 8 kg	0 kg	1 8 1. 8 kg
汚泥	0 kg	0 kg	0 kg
その他機器	0 台	0 台	0 台
その他	3 2. 7 kg	0 kg	3 2. 7 kg

(注 1) 「安定器」については、重量のみで届け出されたものは重量で計上している。

(注 2) 「P C B」, 「P C B を含む油」, 「感圧複写紙」, 「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

(注 3) 「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サーミアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいう。

(注 4) 「その他」とは、P C B に汚染された金属部品、P C B が付着した容器等をいう。

表 2-2 低濃度 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み（J E S C O 北九州の処理対象とならないもの）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種 類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量 (A+B)
電気機器等 (柱上トランスを除く。)	2 6 4 台	1 4 6 台	4 1 0 台
柱上トランス	1 0 台	0 台	1 0 台
P C B を含む油	1, 5 0 9. 9 kg	0 kg	1, 5 0 9. 9 kg
感圧複写紙	0 kg	0 kg	0 kg
ウエス	0 kg	0 kg	0 kg
汚泥	1, 3 0 0 kg	0 kg	1, 3 0 0 kg
その他	2, 2 3 0. 6 kg	7, 1 0 0 kg	9, 3 3 0. 6 kg

(注) 「P C B を含む油」, 「感圧複写紙」, 「ウエス」及び「汚泥」については、容量で届け出されたものについては、1ℓ=1kgに換算して計上している。

### 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理体制の確保

#### 1 PCB廃棄物の拠点的広域処理施設における処理

国は、基本計画に基づき、JESCOを活用して全国5箇所に拠点的広域処理施設を整備している。このうち、徳島県内の高濃度PCB廃棄物は、JESCO北九州において安全かつ確実に処理されている。

なお、JESCO北九州のPCB廃棄物処理施設の概要は表3のとおりである。

表3 JESCO北九州の概要

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）	
処理施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設	
所在地	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24	
処理対象物	高圧トランス・コンデンサ等	安定器等・汚染物
事業対象地域	A地域	A地域、B地域及びC地域（大阪PCB処理事務所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）
処理能力	1.5トン/日 （PCB分解量）	10.4トン/日 （安定器等・汚染物量）
計画的処理完了期限	平成31年3月31日	令和4年3月31日
事業終了準備期間	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

（注）処理対象地域については、次のとおり。

A地域＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県  
B地域＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
C地域＝岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

#### 2 低濃度PCB廃棄物の処理

廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可する施設により処理する。

#### 3 PCB廃棄物の収集運搬の体制

##### （1）収集運搬の安全性の確保等

PCB廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が廃棄物処理法の規定や国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年3月策定、平成23年8月改訂。）及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成25年5月策定、令和元年12月改訂）（以下「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。）を遵守し、適正な収集運搬を行うこととされている。

J E S C O北九州への搬入にあたっては、広域調整協議会で決定された事項、各県市で定められたP C B廃棄物処理計画に定める事項やJ E S C O北九州が定める北九州P C B廃棄物処理施設の受入基準（注）等に従って行うこととされており、県は広域調整協議会等において必要な調整を図る。

（注） 「北九州P C B廃棄物処理施設受入基準」の主な内容は次のとおり。

- ① J E S C O北九州に搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は、J E S C O北九州から入門許可証の交付を受けた収集運搬業者若しくは保管事業者であること。
- ② 搬入者は、P C B廃棄物を運搬する前に、保管事業場からJ E S C O北九州までの運搬計画（運搬するP C B廃棄物の種類、運搬容器、運搬経路、運搬予定日時等）をJ E S C O北九州に提出すること。
- ③ 搬入者は、P C B廃棄物が飛散・流出しないよう受入基準に適合した教育・訓練を受けた従事者及び機材を用いて収集運搬を行うこと。

## （２）緊急時の連絡体制

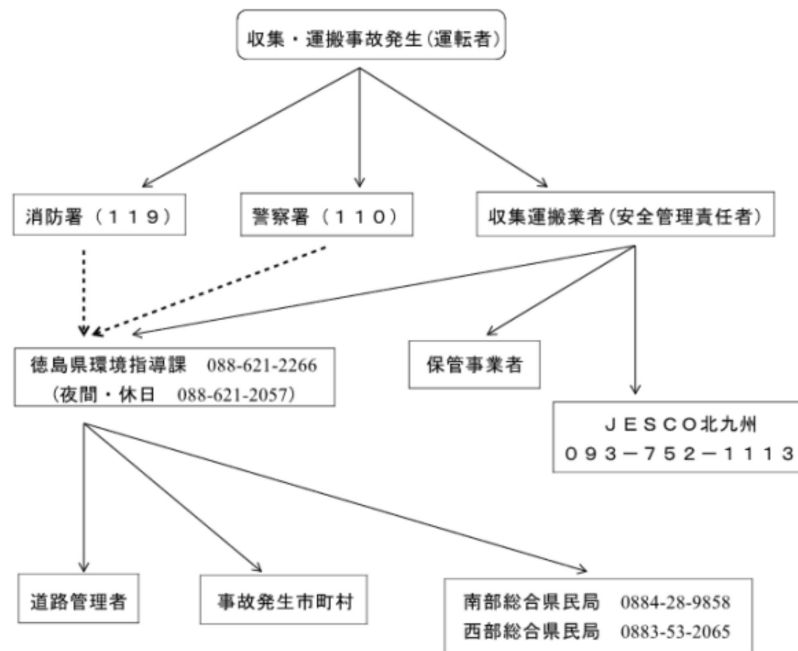
収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察、消防等の関係機関、保管事業者、収集運搬業者及びJ E S C O北九州等が連携し、迅速かつ適切な対応が図れるよう緊急連絡体制を整備する。

P C B廃棄物収集運搬時における緊急連絡体制は表４のとおりである。

表４ P C B廃棄物収集運搬時における緊急連絡体制

徳島県P C B廃棄物収集運搬に係る緊急連絡体制

１ 徳島県内で事故が発生した場合は下図のとおりとする。



２ 事故発生地が徳島県以外の場合は、発生地県の緊急連絡体制に従うものとする。

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおりとし、各関係者が連携・協力して処理を推進するものとする。

### 1 県の役割

#### (1) PCB廃棄物の適正処理等の監視、指導

##### ① PCB廃棄物等の網羅的な把握

国、JESCO北九州、電気保安関係者等の事業者等と協力して、新たなPCB廃棄物となるPCB使用製品の使用状況やPCB廃棄物の保管状況を把握するための調査を行い、未処理事業者処理の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認する。

##### ② 保管事業者等に対する監視、指導等

PCB廃棄物の適正な保管、管理の確保のため、立入検査により廃棄物処理法に規定する特別管理廃棄物の保管基準等の遵守を指導する。

また、PCB特措法第8条に基づく保管・処分状況の届出を指導するとともに、処理期限内の早期処理の完了に向けて指導を徹底する。

##### ③ 使用事業者に対する監視、指導等

使用中のPCB使用製品の計画的な使用の中止を指導する。

また、使用を中止したPCB使用製品について、PCB特措法第8条に基づく保管・処分状況の届出を指導するとともに、処理期限内の早期処理の完了に向けて指導を徹底する。

##### ④ 収集運搬業者に対する監視、指導等

PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等の遵守の徹底を指導するとともに、PCB廃棄物の収集運搬やJESCO北九州への搬入等について広域調整協議会で決定された事項、各県市で定められたPCB廃棄物処理計画に定める事項及びJESCO北九州の搬入調整に従うよう指導する。

#### (2) 関係機関との連携

① 広域調整協議会の場等を活用して、高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況を報告するとともに、国、JESCO、その監督にあたる北九州市及びJESCO北九州に搬入する各県市と密接に連携する。

② 経済産業省中国四国産業保安監督部と連携して、PCB使用製品の把握に努め、これらのPCB使用製品が処理期限までの間に適正に処理されるよう、指導を徹底する。

③ 北九州市及びJESCO北九州が講じる処理の安全性の確保・早期処理等を推進するための施策に積極的な協力を行う。

### (3) 周知, 啓発

P C B 廃棄物の円滑な処理を推進するため, 本計画及び P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に必要な事項を関係事業者に対し周知する。

また, 県のホームページに P C B 廃棄物の保管事業者及び使用事業者を公表するなど, 県民に対する周知や啓発を行う。

さらに, 県電気保安協会等の関係機関と連携し, P C B 廃棄物に関する講習会等を開催して, P C B 廃棄物を扱う処理業者等に対しても周知や啓発を徹底させる。

### (4) P C B 廃棄物の処理に対する支援

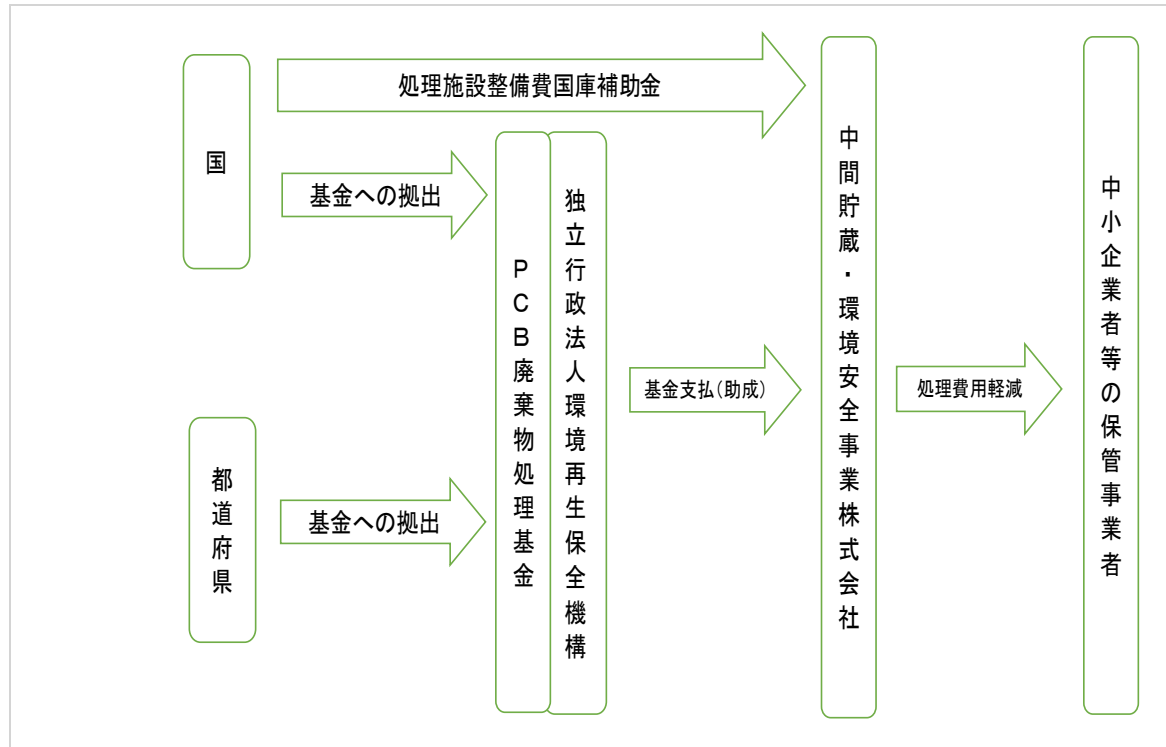
P C B 廃棄物のうち, 高濃度 P C B 廃棄物とされている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物は, 相当量の P C B が含まれ, 付着し, 染みこんだ廃棄物であることから, P C B を除去し, 分解するために高額な費用を要する。

中小企業者等については, 費用負担能力が小さいため, 高額となる処理費用の負担軽減を図り, 確実かつ適正な処理を促進する必要がある。

このため, P C B 廃棄物処理基金を国と都道府県が協調して造成し, 中小企業者等が高濃度 P C B 廃棄物の処分を J E S C O 北九州に委託して行う場合に, その費用が軽減されるように P C B 廃棄物処理基金から J E S C O に対して助成を行う。本県も平成 1 3 年以降, 毎年この基金に資金を拠出している。

中小企業者等への処理費用軽減措置の概要については表 5 のとおりである。

表 5 中小企業者等への処理費用軽減の概要



## 2 保管事業者の役割

保管事業者は、PCB特措法に基づき毎年度のPCB廃棄物の保管・処分状況等を届け出るとともに、処理期限内に確実にかつ適正にPCB廃棄物を処理するものとする。

また、保管中のPCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正に保管し、その収集運搬に当たっては特別管理産業廃棄物処理基準に従い適正に運搬するものとし、これらの過程において、PCBの漏洩等による人への健康への影響や生活環境の保全上支障が生じないための措置を講じなければならない。

また、PCB廃棄物の処分をJESCO北九州に委託しようとする保管事業者は、あらかじめ、JESCO北九州と連絡調整を行い、受入条件を満たした上で、JESCO北九州の計画的処理完了期限までに処分の委託を行い、搬入を行わなければならない。

## 3 使用事業者の役割

使用事業者は、PCB使用製品からのPCBの漏洩、製品の紛失等が発生しないよう適正に管理するとともに、計画的に製品の使用を中止し、PCB特措法に基づく届出を行うとともに、PCB廃棄物を処理期限までに確実にかつ適正に処理するものとする。また、PCB廃棄物の安全で効率的かつ計画的な処理を確保するため国及び県が実施する施策に協力するとともに、JESCO北九州の搬入調整等に協力するものとする。

## 4 収集運搬を行う者の役割

収集運搬業者は、PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令及びPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等で定める基準を遵守するとともに、JESCO北九州への搬入に当たっては、広域調整協議会で決定された事項、各県市で定める運行条件及びJESCO北九州の搬入調整に従い、適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。

また、収集運搬過程における事故発生等の緊急時には、速やかに関係機関に通報するとともに、PCB廃棄物の飛散・流失防止等の応急措置を講じなければならない。

## 5 JESCOの役割

PCB特措法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、PCB廃棄物を安全かつ適正に処理するとともに、PCB廃棄物処理に係る安全対策、環境保全対策等の情報について積極的な公開に努めるものとする。

また、PCB廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進するため、広域調整協議会等において北九州市及び関係県市等と協力・連携するとともに、関係事業者等に対する適切な搬入調整を行い、処理期限までに確実にかつ適正に処理するものとする。

## 6 その他の関係者の役割

JESCO以外の処理業者、製造業者等の関係者は、PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国及び県が実施する施策に協力するものとする。

## 第5章 その他必要な事項

### 1 PCBを使用した部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを含む部品を使用したものがある。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法。平成10年法律第97号。）の対象となるテレビ及びルームクーラーについては、製造業者においてPCB使用部品の取り外しが行われているが、電子レンジを市町村が処理を行う場合、当該家電製品の製造者にその取り外しを依頼するなど、PCB使用製品の取扱いに十分留意する必要があることから、その周知の徹底を図るものとする。